

令和4年6月13日

監査事務局

監査結果に関する措置の公表について

監査の結果に関し、各関係部局等が講じた措置について、本日、福岡市公報及び福岡市監査事務局ホームページにて公表します。

- ・ 4 監査公表第9号（令和3年度第1期定期監査結果に関する措置）
- ・ 4 監査公表第10号（令和3年度第1期出資団体監査結果に関する措置）

○事務監査

（担当課）事務監査課

（電 話）711-4707

（内線 7210）

（担 当）御 幡

○工事監査

（担当課）工事監査課

（電 話）711-4710

（内線 7220）

（担 当）吉 村

※措置の状況に関する内容の確認は、措置を講じた各関係部局等の所管課にお問い合わせ願います。

福岡市公報

令和4年6月13日 第6872号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目次—

ページ

監査委員

○措置報告公表(監査公表第9号)	1
○措置報告公表(監査公表第10号)	8

監査委員

4 監査公表第9号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年5月12日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第19条第1項及び第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月13日

福岡市監査委員	中山郁美
同	藤本顕憲
同	水町博之
同	本野正紀

1 監査報告と措置の件数

4 監査公表第4号(令和4年2月24日付福岡市公報第6843号(別冊)公表)分

…10件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

(事務監査)

1 局別監査

(1) こども未来局

監査の結果	措置の状況
委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 委託料の支出については、履行完了確認	指摘内容について、令和4年1月に課内での共有や、適切な事務処理に向けた課内研修を実施した。

<p>後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、「令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金帳票等作成・印刷・発送業務委託（単価契約）」外6件の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p>	<p>また、支払遅延が生じないよう債権者に対して請求書の速やかな提出の必要性を説明するとともに、完了検査後に「請求書」の提出がない場合は、提出を催促することを徹底するなど、再発防止に努めている。</p>
<p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。 (こども家庭課)</p>	

(2) 道路下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>行政財産の目的外使用許可に係る費用の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>行政財産の目的外使用許可に伴う電気等に要する費用については、福岡市公有財産規則に使用者の負担とすると規定されており、市はその費用を徴収しなければならない。しかしながら、香椎宮前自転車駐車場及び西新駅北自転車駐車場に設置している自動販売機に係る、令和元年度の電気料について、年度を超えて調定及び納入の通知を行っていた。</p> <p>今後、行政財産の目的外使用許可に係る費用の徴収に当たっては、適正な事務処理を行われたい。 (自転車課)</p>	<p>令和元年度の行政財産の目的外使用許可に係る費用の徴収については、令和2年度に事務の自主点検を行った際に電気料の未徴収が判明したことから、令和3年5月に徴収済みである。</p> <p>また、令和3年12月から、自転車課作成の「契約等の事務に関するチェックリスト」に、当該徴収事務の項目を追加し、再発防止を図っている。</p>

(3) 教育委員会

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 警備費交付金について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>交付金は、法令又は条例等により、団</p>	<p>交付金の根拠となる「学校施設管理交付金交付要綱」を令和4年3月に整備した。</p> <p>また、令和4年度の交付金から、福岡市</p>

体・組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合に、当該事務処理の報酬として一方的に交付するものである。また、事務事業の委託に当たっては、福岡市事務事業の委託に関する要綱等に則り、適正に処理しなければならない。しかしながら、平成30年度、令和元年度、同2年度及び同3年度の警備費交付金事務について、次のような事例が見受けられた。

今後、警備費交付金については、制度所管課及び関係機関と協議の上、関係法令等に則り、適正に事務処理を行われたい。

- A 当該交付金は、警備協力会との請負契約のみを交付の根拠としており、交付金の要件を満たしていなかった。
- B 事務事業の委託は、福岡市事務事業の委託に関する要綱第3条に定める「委託化の要件」を満たすものでなければならないが、これを確認していなかった。したがって、当該委託の内容及び実施方法が、当該委託に直接関係する法令、労働関係法令その他の法令に抵触していないことを確認していなかった。
- C 特命随意契約により委託する場合は、福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱第9条に定める「特命随意契約事務の自主的チェック」を行う必要があるが、これを行っていなかった。したがって、当該委託契約事務が適正に執行されているか等について、確認していなかった。

(教育環境課)

事務事業の委託に関する要綱等を確認し、「委託化の要件」の確認、「特命随意契約事務の自主的チェック」を行うなど、適正に事務処理を行っている。

(イ) 委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託料等の支払いについては、令和3年10月以降、複数の職員で書類チェックを行

<p>委託料等の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和元年度の「特別支援学校スクールバス運行業務委託（東福岡特別支援学校和白線）」6月分外36件、印刷消耗品費の支出5件及び食糧費の支出1件、並びに同2年度の「特別支援学校スクールバス運行業務委託（福岡中央特別支援学校七隈線・室見線・別府線）」6月分外22件の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(発達教育センター)</p>	<p>い、例月業務履行後の翌月以内に支払いを完了している。</p> <p>また、複数の担当者による進捗管理体制により債権者からの請求漏れをチェックしており、請求遅延が生じた場合、債権者に対して督促を行い、請求書受理後速やかに支払いを行う等の再発防止を図っている。</p>
<p>(ウ) 印刷消耗品費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>印刷消耗品費等の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和元年度の書籍等（印刷消耗品費）の支出4件及び「寄贈図書等整理・マーク作成業務委託」（単価契約）の支出1件、並びに同2年度の書籍等（印刷消耗品費）の支出32件において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(図書サービス課)</p>	<p>印刷消耗品費等の支出については、令和3年4月以降、支出業務の担当者を分散し、複数の職員で書類チェックを行うとともに、履行完了確認後の速やかな請求手続きを業者へ継続指導しており、請求遅延が生じた場合、債権者に対して直ちに催促を行うなど再発防止を図っている。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの</p> <p>照明及び電気時計設備の積算を適正に行うべきもの</p> <p>えがお館内装改修電気工事 [No. 4] (契約金額5,143万1,600円)</p> <p>本工事はこども総合相談センターの内装改修に伴う電気工事である。</p> <p>照明及び電気時計設備の器具設置費の積算において、指定工期及びエリア毎に数量算定を行う際に、器具の数量を誤った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (こども家庭課、財政局設備課関連)</p>	<p>指摘内容を令和4年2月に課内会議等で周知するとともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して精査の徹底を図ることとし、再発防止に努めている。 (こども家庭課)</p> <p>指摘内容を令和4年2月に課内会議で周知するとともに、精査の徹底などを「設計・積算業務の精度向上の取組み」として定め、再発防止に努めている。 (財政局設備課)</p>

(2) 経済観光文化局

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの</p> <p>構造物撤去工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>第2期展示場建設予定地造成工事 [総合評価] [No. 1] (契約金額4億4,059万6,800円)</p> <p>本工事は第2期展示場の整備に支障となる工作物や地中埋設物の撤去等を行う工事である。</p> <p>構造物撤去工の積算において、インターロッキングブロックの撤去工を計上していたが、同施工単価は撤去費のみの単価となっている。そのため、別途積込費を計上する必要があるにもかかわらず、計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p>	<p>指摘内容については、令和4年3月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、指摘を踏まえ、設計・積算業務の精度向上を図るため、精査時に別の職員と担当係長の2名で確認を行うなど、チェック体制の強化を行い、再発防止を図っている。</p>

<p>また、土質改良（地盤改良）工の積算において、市の土木工事実施設計単価表に掲載されているセメント系固化材の材料単価を採用する必要があるにもかかわらず、物価資料に掲載されている材料単価を採用した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>さらに、杭基礎撤去工に伴う埋戻し土量の算定において、土量変化率を考慮しないまま積算を行った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (課長 (M I C E 施設整備担当))</p>	
---	--

(3) 道路下水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 設計変更を適正に行うべきもの 住吉（住吉四丁目8）外地区下水道築造工事 [総合評価] [No.5] (契約金額 1億7,487万8,780円) 本工事は浸水対策と合流改善を目的とした側溝等を整備する工事である。 交通管理者との協議において、本工事の一部路線で作業時間に制約を受けることとなり、変更協議を行い工事を実施していた。 しかしながら、設計変更の際に時間的制約を受ける工事として、設計労務単価の補正割増しを行う必要があるにもかかわらず、誤って補正割増しを行っていなかった。 今後は、適正な設計変更に努められたい。 (中部下水道課)</p>	<p>指摘内容については、再発防止のため、令和4年1月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。 また、同様の誤りが無いように、令和4年3月に既存の「工事設計チェックリスト」を改定した「設計内容確認報告書」により、チェック体制の強化を図っている。</p>
<p>(イ) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p>	<p>指摘内容については、再発防止のため、令和4年1月に課内研修を実施し、周知徹底</p>

<p>運搬費の積算を適正に行うべきもの 唐の原第1雨水幹線築造工事 [総合評価] [No. 2] (契約金額14億7,294万2,880円) 本工事は浸水対策を目的とした雨水幹線を整備する工事である。 運搬費の積算において、連続地中壁工に使用するクローラクレーンの運搬費(重建設機械分解組立輸送費)を計上する必要があるにもかかわらず、誤って計上しなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (東部下水道課)</p>	<p>底を図った。 また、同様の誤りが無いように、令和4年3月に既存の「工事設計チェックリスト」を改定した「設計内容確認報告書」により、チェック体制の強化を図っている。</p>
---	--

(4) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの 施工管理を適正に行うべきもの 平尾小学校講堂兼体育館その他解体工事 [No. 5] (契約金額8,790万120円) 本工事は小学校の講堂兼体育館及び校舎西棟を解体する工事である。 設計変更において、残置する建物の外壁面にモルタル浮き等の劣化が見られたため外壁改修工事を追加したが、設計図書で保証書を求めていなかった。 また、地下埋設物の確認については、解体工事特記仕様書及び現場説明書において、地下埋設物確認書により結果を監督員へ報告するものとしているが、受注者より地下埋設物確認書の提出を受けていなかった。 今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。</p>	<p>指摘内容を令和4年1月に課内会議等で周知し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局施設建設課と連携して、再発防止に努めている。 (施設課) 指摘内容を令和4年1月に課内会議等で周知するとともに、適正な施工管理に努め、受注者への指導の徹底を図ることとし、再発防止に努めている。 (財政局施設建設課)</p>

(施設課、財政局施設建設課関連)

4 監査公表第10号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年5月12日に福岡市長から出資団体監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第19条第1項及び第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月13日

福岡市監査委員	中山郁美
同	藤本顕憲
同	水町博之
同	本野正紀

1 監査報告と措置の件数

4 監査公表第5号（令和4年2月24日付福岡市公報第6843号（別冊）公表）分

…2件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

(出資団体監査)

(事務監査)

1 福岡市住宅供給公社

監査の結果	措置の状況
<p>物品（タクシー乗車券）管理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>当団体は、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に準じてタクシー乗車券管理事務を実施している。タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、必要な乗車券のみに押印して交付しなければならない。しかしながら、平成30年度におけるタクシー乗車券未使用分において、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。なお、令和元年度以降については改善していた。</p> <p>タクシー乗車券は金券であり、事故防止</p>	<p>物品（タクシー乗車券）管理業務については、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に則り、平成31年4月より適正な事務処理を行っている。</p> <p>また、指摘を受け、令和3年9月から、タクシー乗車券交付の際に、担当者・責任者で福岡市タクシー借上事務取扱要綱等を再確認するようにし、再発防止を図っている。</p>

の観点から、今後も適正に管理し、交付するよう十分注意されたい。
(保全課、募集課)

(工事監査)

1 福岡市住宅供給公社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通費の算定を適正に行うべきもの 冷泉ハーブビル受変電設備更新工事 [No. 6] (契約金額5,454万200円) 本工事は事務所等建築物の受変電設備を更新する工事である。 共通費の算定において、工事分類を改修とするとところを新営とした結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (保全課)</p>	<p>共通費の算定については、積算に関する規定、通知等を踏まえ、令和3年11月に、全職員を対象に研修を行い周知徹底し、再発防止を図っている。 また、令和4年度の人事異動後の職員に対しても研修を実施し、周知徹底を図ることとしている。</p>

